

改正

平成10年6月25日規則第3号
平成14年3月7日規則第3号
平成16年3月22日規則第4号
平成20年9月8日規則第6号
平成26年1月18日規則第1号
平成28年3月6日規則第2号
平成29年11月26日規則第5号
令和元年9月7日規則第3号
令和4年9月10日規則第2号
令和6年3月10日規則第3号

浜名湖ボートレース企業団特別席等の料金に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、浜名湖ボートレース企業団モーターボート競走条例（昭和56年浜名湖競艇企業団条例第2号）第4条の規定に基づき、特別席等の料金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において特別席等とは、中央スタンド有料席、南スタンド有料席、外向発売所有料席、浜名湖ボートレース企業団専用場外発売場ボートレースチケットショップオラレ浜松有料席及び有料遊具施設をいう。

(特別席等の利用料金)

第3条 企業長が定める特別席等利用料金（以下「料金」という。）は、入場料金とは別に別表に定めるとおりとする。ただし、顧客サービス、催事等で企業長が特に必要と認める場合は、料金を減免することができる。

(料金の返還)

第4条 既納の料金は返還しない。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により競走を延期又は中止した場合において企業長が特に認めた場合は、非常用入場券（再入場券）を発行しこれに代える。

(料金の公示)

第5条 第3条に定める料金は、それぞれの区分に従って、当該特別席等利用券発売場所の見やすい場所に公示しなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、その他必要な事項は、その都度企業長が定める。

附 則

この規則は、平成10年3月1日から施行する。

附 則（平成10年6月25日規則第3号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月7日規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月8日規則第6号）

この規則は、平成20年10月30日から施行する。

附 則（平成26年1月18日規則第1号）

この規則は、平成26年2月1日から施行し、平成26年度の事業年度より適用する。

附 則（平成28年3月6日規則第2号）

この規則は、平成28年3月30日から施行する。

附 則（平成29年11月26日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月7日規則第3号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年9月10日規則第2号）

この規則は、令和4年9月12日から施行する。

附 則（令和6年3月10日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	利用料金	
中央スタンド有料席プレミアムシングルシートS	1人	4,000円
中央スタンド有料席プレミアムシングルシート	1人	3,000円
中央スタンド有料席プレミアムペアシート	1組	6,000円
中央スタンド有料席シングルシート	1人	1,500円
中央スタンド有料席ペアシート	1組	3,000円
中央スタンド有料席（8人用）	1部屋	8,000円
中央スタンド有料席（6人用）	1部屋	6,000円
中央スタンド有料席（4人用）	1部屋	4,000円
中央スタンド有料席（3人用）	1部屋	3,000円
南スタンド有料席（10人用）	1部屋	7,000円
南スタンド有料席（6人用）	1部屋	4,000円
南スタンド有料席（4人用）	1部屋	3,000円
南スタンド有料席（1人用）	1人	1,500円
外向発売所有料席	1人	1,500円
浜名湖ボートレース企業団専用場外発売場ボートレースチケット ショップオラレ浜松有料席	1人	3,000円
有料遊具施設	1人	300円